

鳥取県立青谷高等学校 運動部活動に係る方針

1 目標

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する。
- (2) 「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」を遵守する。
- (3) 各顧問が各部活動の活動計画表を作成し、生徒が見通しをもって主体的に活動できるようにする。
- (4) オフシーズンを明確にして活動する。
- (5) 顧問は、生徒の心身の状況を把握し適切な指導を心がけるとともに事故防止の対策を講じる。

2 活動について

- ① 休養日：原則として、週末のいずれかを含む週1日以上とする。
- ② 活動時間：学期中は原則として、平日は3時間以内程度、学校の休業日は4時間以内程度とする。(朝練習を行う場合の時間も含む)
- ③ 参加する大会：原則として、県高体連主催、共催の大会とする。
その他の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、校長が許可し、年間活動計画に明記された大会のみ認める。
- ④ その他：
 - ・長期休業中の部活動休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - ・強化合宿等の実施計画については可能な限りあらかじめ提示し、生徒、保護者が見通しを持てるよう配慮する。
 - ・週末に大会等で活動した場合は、部活動休養日を他の曜日に振り替える。
 - ・自家用車を使用する場合は「県立学校教職員の自家用車の公務使用に関する取扱要項」を遵守する。

3 部の運営について

- (1) 体罰等、不適切な指導の禁止について
 - ・部活動顧問、外部指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等の無い指導に徹する。
- (2) 保護者との連携・協力について
 - ・年度当初に、顧問は保護者に対し、指導方針、活動計画、休養日、活動時間等を示し、理解を得た上で活動する。
 - ・必要に応じて、保護者会を開催する。
- (3) 熱中症等による事故防止について
 - ・「熱中症予防運動指針」等を参考に、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努める。

4 活動計画・実績の作成・提出について

- (1) 年間活動計画は4月中に作成し教頭に提出する。
- (2) 月間活動計画は、毎月20日までに翌月分を作成し、教頭に提出する。
ただし、4月分については顧問決定後速やかに作成し提出する。
- (3) 月間活動実績は、毎月20日までに前月分を作成し、教頭に提出する。